

【経営資料】

I 決算の状況

1. 貸借対照表

(単位：千円)

科 目	2020年度(令和2年度) (令和3年3月31日)	2021年度(令和3年度) (令和4年3月31日)
(資 産 の 部)		
1 信用事業資産	52,404,045	55,004,589
(1) 現金	421,248	412,057
(2) 預金	37,390,627	39,666,766
系統預金	37,319,641	39,580,808
系統外預金	70,986	85,958
(3) 有価証券	2,771,820	3,070,840
国債	1,407,330	1,755,500
地方債	1,157,690	1,212,470
政府保証債	102,970	-
地方公社債	103,830	102,870
(4) 貸出金	11,799,737	11,839,747
(5) その他の信用事業資産	50,905	44,567
未収収益	45,179	38,233
その他の資産	5,725	6,333
(6) 貸倒引当金	△ 30,293	△ 29,388
2 共済事業資産	6,355	2,395
(1) その他の共済事業資産	6,355	2,395
3 経済事業資産	1,981,249	1,829,363
(1) 経済事業未収金	972,223	976,635
(2) 経済受託債権	648,555	562,542
(3) 棚卸資産	297,943	256,483
購買品	295,884	255,222
その他の棚卸資産	2,058	1,260
(4) その他の経済事業資産	91,946	89,345
(5) 貸倒引当金	△ 29,419	△ 55,643
4 雑資産	268,909	352,797
5 固定資産	3,082,837	2,983,217
(1) 有形固定資産	3,082,792	2,983,179
建物	3,697,124	3,698,084
機械装置	1,530,857	1,561,602
土地	1,775,862	1,770,413
リース資産	7,302	7,302
その他有形固定資産	783,031	749,601
減価償却累計額	△ 4,711,385	△ 4,803,823
(2) 無形固定資産	45	37
6 外部出資	3,674,460	3,655,396
(1) 外部出資	3,676,388	3,657,288
系統出資	3,494,378	3,494,378
系統外出資	158,010	157,010
子会社等出資	24,000	5,900
(2) 外部出資等損失引当金	△ 1,928	△ 1,891
7 繰延税金資産	16,798	13,226
資産の部合計	61,434,655	63,840,987

(単位：千円)

科 目	2020年度(令和2年度) (令和3年3月31日)	2021年度(令和3年度) (令和4年3月31日)
(負 債 の 部)		
1 信用事業負債	53,521,147	55,680,870
(1) 貯金	52,910,882	55,155,090
(2) 借入金	467,452	465,926
(3) その他の信用事業負債	142,812	59,853
未払費用	8,508	7,567
その他の負債	134,304	52,285
2 共済事業負債	204,911	219,618
(1) 共済資金	68,511	86,307
(2) 未経過共済付加収入	134,077	131,335
(3) 共済未払費用	2,322	1,974
3 経済事業負債	796,397	976,547
(1) 経済事業未払金	524,768	599,505
(2) 経済受託債務	188,026	289,762
(3) その他の経済事業負債	83,601	87,279
4 雑負債	151,637	172,099
(1) 未払法人税等	6,356	53,401
(2) その他の負債	145,280	118,698
5 諸引当金	424,952	436,561
(1) 賞与引当金	39,919	39,713
(2) 退職給付引当金	303,657	261,119
(3) 災害損失引当金	81,376	135,729
6 再評価に係る繰延税金負債	286,032	286,032
負債の部合計	55,385,079	57,771,730
(純 資 産 の 部)		
1 組合員資本	5,309,417	5,399,503
(1) 出資金	1,801,448	1,770,145
(2) 資本準備金	274	274
(3) 利益剰余金	3,528,400	3,656,790
利益準備金	1,567,275	1,587,275
その他利益剰余金	1,961,125	2,069,515
特別積立金	1,537,235	1,537,235
販売リスク積立金	130,000	140,000
経営安定化対策積立金	130,000	160,000
当期末処分剰余金	163,889	232,280
(うち当期剰余金)	(96,850)	(166,211)
(4) 処分未済持分	△ 20,705	△ 27,706
2 評価・換算差額等	740,159	669,753
(1) その他有価証券評価差額金	127,698	57,292
(2) 土地再評価差額金	612,460	612,460
純資産の部合計	6,049,576	6,069,257
負債及び純資産の部合計	61,434,655	63,840,987

2. 損益計算書

(単位：千円)

科 目	2020年度(令和2年度)	2021年度(令和3年度)
	(自 令和 2年4月 1日 至 令和 3年3月31日)	(自 令和 3年4月 1日 至 令和 4年3月31日)
1 事業総利益	1,465,260	1,411,597
事業収益	5,389,960	4,962,220
事業費用	3,924,699	3,550,622
(1) 信用事業収益	433,127	427,118
資金運用収益	376,252	379,465
(うち預金利息)	(179,846)	(172,499)
(うち有価証券利息)	(29,340)	(27,647)
(うち貸出金利息)	(159,093)	(153,644)
(うちその他受入利息)	(7,971)	(25,674)
役務取引等収益	17,730	17,710
その他事業直接収益	34,067	25,496
その他経常収益	5,077	4,445
(2) 信用事業費用	140,727	138,483
資金調達費用	8,564	6,782
(うち貯金利息)	(7,834)	(6,110)
(うち給付補填備金繰入)	(49)	(28)
(うち借入金利息)	(186)	(93)
(うちその他支払利息)	(493)	(549)
役務取引等費用	6,047	6,517
その他経常費用	126,115	125,183
(うち貸倒引当金戻入益)	(△ 1,644)	(△ 905)
信用事業総利益	292,399	288,635
(3) 共済事業収益	413,037	399,987
共済付加収入	390,902	381,654
その他の収益	22,134	18,333
(4) 共済事業費用	40,900	40,539
共済推進費	16,997	17,599
共済保全費	8,361	8,251
その他の費用	15,541	14,687
共済事業総利益	372,136	359,448
(5) 購買事業収益	3,693,063	3,499,893
購買品供給高	3,563,120	3,318,364
購買手数料	-	46,869
修理サービス料	117,837	120,333
その他の収益	12,105	14,326
(6) 購買事業費用	3,198,899	3,042,128
購買品供給原価	3,034,693	2,838,536
購買品供給費	72,135	78,628
修理サービス費	5,049	4,065
その他の費用	87,021	120,897
(うち貸倒引当金戻入益)	(△ 5,849)	(-)
(うち貸倒引当金繰入額)	(-)	(26,290)
購買事業総利益	494,163	457,765
(7) 販売事業収益	492,594	303,120
販売品販売高	184,568	-
販売手数料	184,537	179,257
その他の収益	123,487	123,862
(8) 販売事業費用	223,486	49,196
販売品販売原価	176,606	-
販売費	3,709	3,088
その他の費用	43,170	46,108
(うち貸倒引当金戻入益)	(△ 12)	(△ 51)
販売事業総利益	269,108	253,924
(9) 保管事業収益	97,722	95,785
(10) 保管事業費用	54,483	53,106
保管事業総利益	43,238	42,679

(単位：千円)

科 目	2020年度(令和2年度) (自 令和 2年4月 1日 至 令和 3年3月31日)	2021年度(令和3年度) (自 令和 3年4月 1日 至 令和 4年3月31日)
(11) 利用事業収益	266,017	242,497
(12) 利用事業費用	192,873	170,138
(うち貸倒引当金繰入額)	(2)	(-)
(うち貸倒引当金戻入益)	(-)	(△ 14)
利用事業総利益	73,143	72,359
(13) 旅行事業収益	880	950
(14) 旅行事業費用	887	810
旅行事業総利益	3	140
(15) 指導事業収入	35,195	30,446
(16) 指導事業支出	114,128	93,801
(うち貸倒引当金戻入益)	(△ 3)	(-)
指導事業収支差額	△ 78,933	△ 63,355
2 事業管理費	1,393,090	1,347,214
(1) 人件費	1,074,573	1,054,578
(2) 業務費	37,309	37,311
(3) 諸税負担金	50,881	49,825
(4) 施設費	226,828	203,348
(5) その他事業管理費	3,496	2,151
事業利益	72,170	64,382
3 事業外収益	102,443	86,655
(1) 受取雑利息	139	84
(2) 受取出資配当金	72,438	61,365
(3) 賃貸料	16,354	16,467
(4) 償却債権取立益	110	90
(5) 雑収入	13,401	8,611
(6) 外部出資等損失引当金戻入	-	36
4 事業外費用	4,260	3,341
(1) 寄付金	10	20
(2) 外部出資等損失引当金繰入	1,628	-
(3) 雑損失	2,622	3,321
経常利益	170,353	147,696
5 特別利益	112,498	269,148
(1) 一般補助金	22,032	16,155
(2) 受入共済金	90,466	126,420
(3) 株式譲渡益	-	126,572
6 特別損失	202,039	147,207
(1) 固定資産処分損	527	0
(2) 固定資産圧縮損	22,032	16,155
(3) 減損損失	93,343	10,336
(4) 災害による損失	4,760	-
(5) 災害損失引当金繰入	81,376	118,064
(6) 外部出資評価損	-	999
(7) その他の特別損失	-	1,652
税引前当期利益	80,812	269,637
法人税、住民税及び事業税	10,438	65,932
法人税等調整額	△ 26,476	37,493
法人税等合計	△ 16,037	103,425
当期剰余金	96,850	166,211
当期首繰越剰余金	66,893	86,083
会計方針の変更による累積的影響額	-	△ 20,014
遡及処理後当期首繰越剰余金	-	66,068
土地再評価差額取崩額	146	-
当期末処分剰余金	163,889	232,280

(注) 農業協同組合法施行規則の改正に伴い、各事業の収益及び費用を合算し、事業相互間の内部損益を除去した「事業収益」、「事業費用」を表示しています。

3. キャッシュ・フロー計算書

(単位：千円)

科 目	2020年度(令和2年度) (自 令和 2年4月 1日 至 令和 3年3月31日)	2021年度(令和3年度) (自 令和 3年4月 1日 至 令和 4年3月31日)
1 事業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期利益	74,468	182,471
減価償却費	171,177	157,695
減損損失	93,343	10,336
貸倒引当金の増減額	△7,507	25,319
賞与引当金の増減額	△9,592	△ 205
退職給付引当金の増減額	△ 18,758	△ 42,538
その他引当金等の増減額	81,376	54,353
信用事業資金運用収益	△ 368,051	△ 353,428
信用事業資金調達費用	8,070	6,232
共済貸付金利息	-	-
共済借入金利息	-	-
受取雑利息及び受取出資配当金	△ 72,577	△ 61,449
有価証券関係損益	△ 34,296	△ 25,858
固定資産売却損益	527	0
(信用事業活動による資産及び負債の増減)		
貸出金の純増減	203,402	△40,010
預金の純増減	△390,000	△ 791,000
貯金の純増減	3,137,641	2,244,208
信用事業借入金の純増減	△ 8,562	△ 1,526
その他の信用事業資産の純増減	△70	△ 608
その他の信用事業負債の純増減	△ 40,904	△ 82,018
(共済事業活動による資産及び負債の増減)		
共済貸付金の純増減	-	-
共済借入金の純増減	-	-
共済資金の純増減	△ 51,567	17,796
未経過共済付加収入の純増減	△ 3,709	△ 3,089
(経済事業活動による資産及び負債の増減)		
受取手形及び経済事業未収金の純増減	29,962	△4,411
経済受託債権の純増減	197,001	86,013
棚卸資産の純増減	18,569	44,060
支払手形及び経済事業未払金の純増減	△104,191	78,415
経済受託債務の純増減	△12,884	101,735
(その他の資産及び負債の増減)		
その他の資産の増減	41,166	△83,887
その他の負債の増減	39,295	△26,582
未払消費税等の増減額	-	-
信用事業資金運用による収入	373,696	360,374
信用事業資金調達による支出	△9,450	△ 7,173
共済貸付金利息による収入	532	3,959
共済借入金利息による支出	-	-
事業分量配当金の支払額	-	-
小 計	3,338,106	1,849,182
雑利息及び出資配当金の受取額	72,577	61,449
雑利息の支払額	-	-
法人税等の支払額	△ 1,831	40,687
事業活動によるキャッシュ・フロー	3,408,853	1,951,319

(単位：千円)

科 目	2020年度(令和2年度) (自 令和 2年4月 1日 至 令和 3年3月31日)	2021年度(令和3年度) (自 令和 3年4月 1日 至 令和 4年3月31日)
2 投資活動によるキャッシュ・フロー		
有価証券の取得による支出	△797,273	△ 694,616
有価証券の売却による収入	332,813	324,703
有価証券の償還による収入	-	-
補助金の受入による収入	-	-
固定資産の取得による支出	△ 110,722	△ 66,364
固定資産の売却による収入	2,405	△2,047
外部出資による支出	-	△ 36
外部出資の売却等による収入	1,628	19,099
投資活動によるキャッシュ・フロー	△571,149	△ 419,262
3 財務活動によるキャッシュ・フロー		
設備借入れによる収入	-	-
設備借入金返済による支出	-	-
出資の増額による収入	41,145	50,583
出資の払戻による支出	△ 58,208	△ 74,180
出資配当金の支払額	-	△ 17,806
持分の取得による支出	△ 12,999	△ 14,707
持分の譲渡による収入	-	-
非支配株主への配当金支払額	-	-
財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 30,062	△ 56,110
4 現金及び現金同等物に係る換算差額	-	-
5 現金及び現金同等物の増加額	2,807,641	1,475,946
6 現金及び現金同等物の期首残高	6,440,113	9,247,755
7 現金及び現金同等物の期末残高	9,247,755	10,723,702



交通安全キャンペーン



第12回組合長杯パークゴルフ大会

4. 注記表

< 2020年度（令和2年度） >

1) 継続組合の前提に関する注記

「該当する事項なし」

2) 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 有価証券（株式形態の外部出資を含む）の評価基準及び評価方法

- ① 子会社株式 : 移動平均法による原価法
- ② その他有価証券
 - 時価のあるもの : 期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
 - 時価のないもの : 移動平均法による原価法

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

購買品

- 肥料・農薬・飼料等で単品数量管理品・・・総平均法による原価法
（貸借対照表価額は、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）
- 個別に管理が可能な金額的に重要な購買品・・・個別法による原価法
（貸借対照表価額は、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）
- その他の購買品で数量売価管理品・・・売価還元法による原価法
（貸借対照表価額は、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）
- その他の棚卸資産・・・・・・・・・・・・・・・・総平均法による原価法
（貸借対照表価額は、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

(3) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

建物（建物附属設備を除く）

- a) 平成10年3月31日以前に取得したもの
旧定率法（ただし、一部旧定額法）によっています。
- b) 平成10年4月1日から平成19年3月31日までに取得したもの
旧定額法によっています。
- c) 平成19年4月1日以後に取得したもの
定額法によっています。

建物（建物附属設備を除く）以外

- a) 平成10年3月31日以前に取得したもの
旧定率法（ただし、一部旧定額法）によっています。
- b) 平成10年4月1日から平成19年3月31日までに取得したもの
旧定率法によっています。
- c) 平成19年4月1日以降に取得したもの
定率法によっています。
- d) 平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物
定額法によっています。

なお、耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっています。

② 無形固定資産

定額法を採用しています。

③ リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産は、自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しています。

(4) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

貸倒引当金は、あらかじめ定めている資産査定規程、経理規程及び資産の償却・引当規程に則り、次のとおり計上しています。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しています。

また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を計上しています。

上記以外の債権については、主として今後の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算出しております。

すべての債権は、資産査定規程に基づき、資産査定部署が資産査定を実施し、該当部署から独立した査定監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っています。

② 賞与引当金

職員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当事業年度負担分を計上しています。

③ 退職給付引当金

職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込み額に基づき、当事業年度に発生していると認められる額を計上しています。

なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

④ 外部出資等損失引当金

当組合の外部出資先への出資に係る損失に備えるため、出資形態が株式のものについて有価証券の評価と同様の方法により、株式以外のものについては貸出債権と同様の方法により、必要と認められる額を計上しています。

⑤ 災害損失引当金

災害に伴う復旧費用等の支出に備えるため、その見積もり額を計上しています。

(5) 収益及び費用の計上基準

ファイナンス・リース取引（貸手）に係る収益の計上基準

リース料受取時に収益と費用を計上する方法によっています。

(6) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっています。

(7) 記載金額の端数処理

記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しており、金額千円未満の科目又は項目については「0」で表示しています。

(8) その他計算書類等の作成のための基本となる重要な事項

① 事業別収益・事業別費用の内部取引の処理方法

当組合は、事業別の収益及び費用について、事業間取引の相殺表示を行っておりません。よって、事業別の収益及び費用については、事業間の内部取引も含めて表示しております。

ただし、損益計算書の事業収益、事業費用については、農業協同組合法施行規則にしたがい、各事業間の内部損益を除去した額を記載しております。

② 米共同計算

当組合は生産者が生産した農作物を無条件委託販売により販売を行い、販売代金と販売に要する経費をプール計算することで生産者に支払いをする共同計算を行っております。

そのうち、米については販売をJAが行いプール計算を行う「JA共同計算」及び販売を当組合が再委託した全国農業協同組合連合会宮城県本部が行い、県域でプール計算を行う「県域共同計算」を行っております。

共同計算の会計処理については、貸借対照表の経済受託債権に、受託販売について生じた委託者に対する立替金及び販売品の販売委託者に支払った概算金、仮精算金を計上しております。

また、経済受託債務に、受託販売品の販売代金（前受金を含む）を計上しております。

共同計算にかかる収入（販売代金等）と支出（概算金、販売手数料、倉庫保管料、運搬費等）の計算を行い、当組合が受け取る販売手数料を控除した残額を精算金として生産者に支払った時点において、経済受託債権及び経済受託債務の相殺後の経済受託債務残高を減少する会計処理を行っております。

③ 預託家畜

当組合は、預託家畜事業を実施しており、預託家畜の所有権を組合に留保する売買契約を締結しております。

預託家畜については、組合が組合員に売り渡すか、組合員が組合の承諾を得て他に転売するまでの間は組合が所有権を留保し、転売した時点、又は代金等を弁済した時点で組合員に所有権が移転するものとし、飼育管理の責任は組合員にあるものとしております。

組合員が飼育している素牛の預託家畜売買代金相当額については、当組合の貸借対照表の経済事業資産（その他の経済事業資産）に計上しております。

当組合は、経済事業資産に計上する預託家畜売買代金に関し所定の金利を受け取り、利息相当額は損益計算書の販売事業収益（その他の収益）に計上しております。

（追加情報）

改正企業会計基準第24号会計方針の開示、会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用に伴い、米共同計算及び預託家畜に関する事項をその他計算書類等の作成のための基本となる重要な事項に記載しております。

3) 会計方針の変更に関する注記

「該当する事項なし」

4) 表示方法の変更に関する注記

会計上の見積りに関する注記

新設された農業協同組合法施行規則第 126 条の 3 の 2 にもとづき、「会計上の見積りの開示に関する会計基準」(企業会計基準第 31 号 2020 年 3 月 31 日)を適用し、当事業年度より繰延税金資産の回収可能性及び固定資産の減損に関する見積りに関する情報を「会計上の見積りに関する注記」に記載しています。

5) 会計上の見積りに関する注記

(1) 繰延税金資産の回収可能性

① 当事業年度の計算書類に計上した金額 16,798 千円

② その他の情報

繰延税金資産の計上は、次年度以降において将来減算一時差異を利用可能な課税所得の見積り額を限度として行っています。

次年度以降の課税所得の見積りについては、令和元年 6 月に作成した中期経営計画を基礎として、当組合が将来獲得可能な課税所得の時期および金額を合理的に見積っております。

しかし、これらの見積りは将来の不確実な経営環境および組合の経営状況の影響を受けます。よって、実際に課税所得が生じた時期および金額が見積りと異なった場合には、次年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

また、将来の税制改正により、法定実効税率が変更された場合には、次年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

(2) 固定資産の減損

① 当事業年度の計算書類に計上した金額 93,343 千円

② その他の情報

資産グループに減損の兆候が存在する場合には、当該資産グループの割引前将来キャッシュ・フローと帳簿価額を比較することにより、当該資産グループについての減損の要否の判定を実施しております。

減損の要否に係る判定単位であるキャッシュ・フロー生成単位については、他の資産または資産グループのキャッシュ・インフローから概ね独立したキャッシュ・インフローを生成させるものとして識別される資産グループの最小単位としております。

固定資産の減損損失の認識、測定において、将来キャッシュ・フローについては、令和元年 6 月に作成した中期経営計画を基礎として算出しており、総合収支計画以降の将来キャッシュ・フローや、割引率等については、一定の仮定を設定して算出しております。

これらの仮定は将来の不確実な経営環境及び組合の経営状況の影響を受け、翌事業年度以降の計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

6) 誤謬の訂正に関する注記

「該当する事項なし」

7) 貸借対照表に関する注記

(1) 固定資産に関する圧縮記帳額

国庫補助金等の受入に伴い、有形固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額は、1,632,627千円であり、その内訳は、次のとおりです。

なお、当該圧縮金額は平成2年度以降に取得した資産にかかる金額です。

建 物	462,870 千円
機 械 装 置	1,094,554 千円
その他の有形固定資産	75,201 千円

(2) リース契約により使用する重要な固定資産

貸借対照表に計上した固定資産のほか、電子計算機、事業用車輛等については、リース契約により使用しています。

(3) オペレーティング・リース取引の内容

ファイナンス・リース取引以外の、所有権が当JAに移転しないオペレーティング・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっています。

なお、解約可能なオペレーティング・リース取引（一契約300万円を超えるもの）の解約金は12,630千円です。

(4) 担保に供されている資産

日銀の被災地金融機関支援オペを活用した借入金460,000千円に対する質権設定として

定期預金 460,000 千円

上記のほか、

「色麻町指定金融機関としての取扱に対する質権設定」として

定期預金 10,000 千円

為替決済用の代用として

定期預金 2,094,121 千円を差し入れています。

(5) 子会社等に対する金銭債権又は金銭債務

子会社等に対する金銭債権の総額 29,440 千円

子会社等に対する金銭債務の総額 136,424 千円

(6) 役員との間の取引による役員に対する金銭債権

理事及び監事に対する金銭債権の総額 1,639 千円

(7) 貸出金のうちリスク管理債権の合計額及びその内訳

貸出金のうち、破綻先債権額はありません。延滞債権額は91,797千円です。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払いの遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金です。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金です。

貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額はありません。

なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものです。

貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は8,642千円です。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払い猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものです。

破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は100,439千円です。

なお、上記に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。

(8) 土地の再評価に関する法律に基づく再評価の方法等

「土地の再評価に関する法律」（平成10年3月31日公布法律第34号）及び「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」に基づき、事業用の土地の再評価を行い、再評価差額については、当該再評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しています。

① 再評価を行った年月日

平成11年3月31日

② 再評価を行った土地の事業年度末における時価の合計額が再評価後の帳簿価額の合計額を下回る金額

661,189千円

③ 同法律第3条3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第3号に定める、当該事業用土地について地方税法第341条第10号の土地課税台帳又は同条第11号の土地補充課税台帳に登録されている価格（固定資産税評価額）に合理的な調整を行って算出しました。

8) 損益計算書に関する注記

(1) 子会社等との取引高の総額

① 子会社等との取引による収益総額	25,987千円
うち事業取引高	8,473千円
うち事業取引以外の取引高	17,513千円
② 子会社等との取引による費用総額	2,155千円
うち事業取引高	1千円
うち事業取引以外の取引高	2,153千円

(2) 固定資産減損会計に基づく減損損失の認識

① 資産をグループ化した方法の概要及び減損損失を認識した資産又は資産グループの概要

当組合では、投資の意思決定を行う単位としてグルーピングを実施した結果、「区域単位」もしくは関連する「事業所単位」をグルーピングの最小単位としています。本店については、独立したキャッシュ・フローを産み出さないものの、他の資産グループのキャッシュ・フローの生成に寄与していることから、共用資産と認識しています。

また、業務外固定資産（遊休資産と賃貸固定資産）については、各固定資産をグルーピングの最小単位としています。

当事業年度に減損を計上した固定資産は、以下のとおりです。

場 所	用 途	種 類
色麻町黒沢字川端 18-30	東部農機センター	建物
加美町字矢越 201	自動車センター・中新田給油所	建物・機械装置・土地・その他

② 減損損失の認識に至った経緯

上記の両資産グループについては営業収支が2期連続の赤字であることと同時に、短期的に業績の回復が見込めないことから、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当事業年度減少額を減損損失として認識しました。

③ 減損損失の金額について、特別損失に計上した金額と主な固定資産の種類毎の減損損失の内訳

東部農機センター 16,430 千円
(建物 16,430 千円)
自動車センター・中新田給油所 76,912 千円
(建物 47,329 千円、機械装置 3,316 千円、土地 24,948 千円、その他 1,317 千円)

④ 回収可能価額の算定方法

東部農機センターの固定資産の回収可能価額は、使用価値を採用しており、適用した割引率は2.36%です。

自動車センター・中新田給油所の回収可能価額は、正味売却価額を採用しており、その時価は固定資産税評価額等に基づき算定されています。

9) 金融商品に関する注記

i. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当組合は農家組合員や地域から預かった貯金を原資に、農家組合員や地域内の企業や団体などへ貸付け、残った余裕金を農林中央金庫へ預けているほか、国債や地方債などの債券による運用を行っています。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当組合が保有する金融資産は、主として当組合管内の組合員等に対する貸出金及び有価証券であり、貸出金は、貸出先の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。

また、有価証券は債券のみであり、その他有価証券で保有しています。これらは発行体の信用リスク、金利の変動リスク及び市場価格の変動リスクに晒されています。

借入金は、農家組合員に制度資金を転貸するための借入金です。

また、日銀の被災地金融機関支援オペを活用した借入 460,000 千円を行なっております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスクの管理

当組合は、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本店に管理部審査課を設置し各支店との連携を図りながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「資産の償却・引当規程」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

② 市場リスクの管理

当組合では、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及び当組合の保有有価証券ポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成するALM委員会を定期的を開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は、理事会で決定した運用方針及びALM委員会で決定された方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引についてはリスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

(市場リスクに係る定量的情報)

当組合で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預金、有価証券のうちその他有価証券に分類している債券、貸出金、貯金及び借入金です。

当組合では、これらの金融資産及び金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。

金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末現在、指標となる金利が0.12%上昇したものと想定した場合には、経済価値が38,675千円減少するものと把握しています。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

③ 資金調達に係る流動性リスクの管理

当組合では、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。

また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置付け、商品ごとに異なる流動性（換金性）を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価（時価に代わるものを含む）には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額（これに準ずる価額を含む）が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

ii. 金融商品の時価等に関する事項

(1) 金融商品の貸借対照表計上額及び時価等

当事業年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては、次表には含めず(3)に記載しています。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
預金	37,390,627	37,390,982	355
有価証券			
その他有価証券	2,771,820	2,771,820	-
貸出金	11,799,737		
貸倒引当金(*1)	△ 30,293		
貸倒引当金控除後	11,769,443	11,841,287	71,844
経済事業未収金	972,223		
貸倒引当金(*2)	△ 29,185		
貸倒引当金控除後	943,037	943,037	-
経済受託債権	648,555	648,555	-
資産計	53,523,484	53,595,684	72,199
貯金	52,910,882	52,913,683	2,800
借入金	467,452	467,546	94
負債計	53,378,335	53,381,230	2,895

(*1) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しています。

(*2) 経済事業未収金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しています。

(2) 金融商品の時価の算定方法

【資産】

① 預金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートである円Libor・スワップレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

② 有価証券

債券は取引金融機関等から提示された価格によっています。

③ 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっています。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートである円L i b o r・スワップレートで割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。

また、延滞の生じている債権・期限の利益を喪失した債権等について帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

④ 経済事業未収金

経済事業未収金については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

また、延滞の生じている債権・期限の利益を喪失した債権等について、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

⑤ 経済受託債権

経済受託債権については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

【負債】

① 貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしています。また、定期性貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローをリスクフリーレートである円L i b o r・スワップレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

② 借入金

固定金利によるものは、一定の期間ごとに区分した当該借入金の元利金の合計額をリスクフリーレートである円L i b o r・スワップレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

(3) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、これらは(1)の金融商品の時価情報には含まれていません。

	(単位：千円)
	貸借対照表計上額
外部出資(*)	3,676,388
外部出資等損失引当金	△ 1,928
引当金控除後	3,674,460

(*) 外部出資のうち、市場価格のある株式以外のものについては、時価を把握することが極めて困難であると認められるため、時価開示の対象とはしていません。

(4) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
預金	37,390,627	-	-	-	-	-
有価証券						
その他有価証券のうち 満期があるもの	-	-	200,000	-	100,000	2,300,000
貸出金(*1,2)	1,588,162	795,690	753,113	624,538	615,409	7,422,822
経済事業未収金(*3)	946,068	-	-	-	-	-
経済受託債権	648,555	-	-	-	-	-
計	40,573,414	795,690	953,113	624,538	715,409	9,722,822

(*1) 貸出金のうち、当座貸越 442,073 千円については「1年以内」に含めています。また、期限のない劣後特約付貸出金 1,294,000 千円については「5年超」に含めています。

(*2) 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権はありません。

(*3) 経済事業未収金のうち、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権 26,155 千円は償還の予定が見込まれないため、含めていません。

(5) 借入金及びその他の有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
貯金(*1)	51,717,801	646,306	443,049	64,107	39,618	-
借入金(*2)	4,221	463,230	-	-	-	-
合計	51,722,023	1,109,536	443,049	64,107	39,618	-

(*1) 貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めています。

(*2) 借入金のうち、証書借入金 460,000 千円については「2年以内」に含めています。

10) 有価証券に関する注記

(1) 有価証券の時価及び評価差額に関する事項は次のとおりです。

① その他有価証券で時価のあるもの

その他有価証券において、種類ごとの取得原価又は償却原価、貸借対照表計上額及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：千円)

	種 類	貸借対照表 計上額	取得原価又 は償却原価	評価差額 (*)
貸借対照表計上 額が取得原価又は 償却原価を超える もの	債 券			
	国 債	1,012,390	898,625	113,764
	地方債	861,060	799,618	61,441
	政保債	102,970	99,690	3,279
	地方公社債	103,830	100,000	3,830
	小 計	2,080,250	1,897,934	182,315
貸借対照表計上 額が取得原価又は 償却原価を超えな いもの	債 券			
	国 債	394,940	398,403	△ 3,463
	地方債	296,630	300,000	△ 3,370
	政保債	-	-	-
	地方公社債	-	-	-
小 計	691,570	698,403	△ 6,833	
合 計		2,771,820	2,596,337	175,482

(*) なお、上記の評価差額合計から繰延税金負債 47,783 千円を差し引いた額 127,698 千円が、「その他有価証券評価差額金」に含まれています。

(2) 当事業年度中に売却したその他有価証券

	売却額	売却益	売却損
国債	298,745	34,067	-
合計	298,745	34,067	-

(単位：千円)

11) 退職給付に関する注記

(1) 退職給付に関する注記

① 採用している退職給付制度の概要

職員の退職給付にあてるため、職員退職給与規程に基づき、退職一時金制度を採用しています。また、この制度に加え、同規程に基づき退職給付の一部にあてるため全国農林漁業団体共済会との契約による退職金共済制度を採用しています。

なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

② 退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付引当金	322,416千円
退職給付費用	47,555千円
退職給付の支払額	△ 20,988千円
特定退職金共済制度への拠出金	△ 45,325千円
期末における退職給付引当金	303,657千円

③ 退職給付債務及び年金資産と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

退職給付債務	784,275千円
特定退職金共済制度	△ 480,618千円
未積立退職給付債務	303,657千円
退職給付引当金	303,657千円

④ 退職給付に関連する損益

勤務費用	47,555千円
退職給付費用	47,555千円

(2) 特例業務負担金の将来見込額

人件費には、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条に基づき、旧農林共済組合（存続組合）がおこなう特例年金等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金16,447千円を含めて計上しています。

なお、同組合より示された令和3年3月現在における令和14年3月までの特例業務負担金の将来見込額は、172,520千円となっています。

12) 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因別の主な内訳等

繰延税金資産及び繰延税金負債の内訳

繰延税金資産	
退職給付引当金	82,892 千円
減損損失	40,254 千円
災害損失引当金	22,345 千円
賞与引当金	10,961 千円
貸倒引当金	7,420 千円
土地取得費用	3,569 千円
ワラインキャッチャ等助成金	3,526 千円
医療給付事業余剰	2,832 千円
貸倒償却	2,591 千円
未払費用	1,717 千円
固定資産評価損	1,323 千円
外部出資受贈益	1,317 千円
未払事業税	418 千円
その他	<u>1,652 千円</u>
繰延税金資産小計	182,824 千円
評価性引当額	<u>△ 118,242 千円</u>
繰延税金資産合計 (A)	64,581 千円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	<u>△ 47,783 千円</u>
繰延税金負債合計 (B)	<u>△ 47,783 千円</u>
繰延税金資産の純額 (A) + (B)	16,798 千円

(2) 法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因

法定実効税率	27.46%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	1.68
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△ 14.91
住民税均等割等	5.06
評価性引当額の増減	△ 39.16
その他	<u>0.03</u>
税効果会計適用後の法人税等の負担率	△ 19.84%

13) 賃貸等不動産に関する注記

「該当する事項なし」

14) 合併に関する注記

「該当する事項なし」

15) 重要な後発事象に関する注記

子会社株式の譲渡

① 譲渡の内容及び理由

製造設備の老朽化の課題があったが、全国農業協同組合連合会（以下「全農」という）によるパックごはんの製造販売事業参入が示され、全農による新工場の建設計画となりました。当組合は、令和3年2月26日の第16回(2月定例)理事会において、子会社(株)JA加美よつばラドファの株式譲渡に関する契約を締結することを決議し、全農及びサトウ食品(株)と令和3年4月1日付で株式譲渡契約を締結し、同日付で譲渡いたしました。

② 売却する相手会社の名称

全国農業協同組合連合会、サトウ食品株式会社

③ 売却の時期

令和3年4月1日

④ 当該子会社等の名称、事業内容及び当組合との取引内容

(株)JA加美よつばラドファ

無菌個食パックの製造、販売

信用事業・共済事業・購買事業・販売事業・その他

⑤ 売却する株式の数、売却価格、売却損益及び売却後の持分比率

全国農業協同組合連合会	337株	134,681千円	
サトウ食品株式会社	25株	9,991千円	
計	362株	144,672千円	売却益 126,572千円
加美よつば農業協同組合	118株	持分比率 24.5%	

16) その他の注記

「該当する事項なし」

< 2021年度（令和3年度） >

1) 継続組合の前提に関する注記

「該当する事項なし」

2) 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 有価証券（株式形態の外部出資を含む）の評価基準及び評価方法

- 1) 関連会社株式 : 移動平均法による原価法
- 2) その他有価証券
 - 時価のあるもの : 時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
 - 市場価格のない株式等 : 移動平均法による原価法

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

購買品

肥料・農薬・飼料等で単品数量管理品・・・総平均法による原価法
（貸借対照表価額は、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

個別に管理が可能な金額的に重要な購買品・・・個別法による原価法
（貸借対照表価額は、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

その他の購買品で数量売価管理法・・・・・・・・・・売価還元法による原価法
（貸借対照表価額は、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

その他の棚卸資産・・・・・・・・・・・・・・・・・・総平均法による原価法
（貸借対照表価額は、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

(3) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

建物（建物附属設備を除く）

- a) 平成10年3月31日以前に取得したもの
旧定率法（ただし、一部旧定額法）によっています。
- b) 平成10年4月1日から平成19年3月31日までに取得したもの
旧定額法によっています。
- c) 平成19年4月1日以後に取得したもの
定額法によっています。

建物（建物附属設備を除く）以外

- a) 平成10年3月31日以前に取得したもの
旧定率法（ただし、一部旧定額法）によっています。
- b) 平成10年4月1日から平成19年3月31日までに取得したもの
旧定率法によっています。
- c) 平成19年4月1日以降に取得したもの
定率法によっています。
- d) 平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物
定額法によっています。

なお、耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっています。

② 無形固定資産

定額法を採用しています。

③ リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産は、自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しています。

(4) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

貸倒引当金は、あらかじめ定めている資産査定規程、経理規程及び資産の償却・引当規程に則り、次のとおり計上しています。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しています。

また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額を控除し、その残額のうち債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を計上しています。

なお、債務者の支払能力の判断にあたっては、直近3年間の返済実績と将来3年間のキャッシュ・フロー見込額とを比較し、いずれか低い方の金額を回収可能額としています。

上記以外の債権については、主として今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間または3年間の貸倒実績又は倒産実績を基礎とした貸倒実績率又は倒産確率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等の必要な修正を加えて算定しております。

すべての債権は、資産査定規程に基づき、資産査定部署が資産査定を実施し、該部署から独立した資産査定部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っています。

② 賞与引当金

職員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当事業年度負担分を計上しています。

③ 退職給付引当金

職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込み額に基づき、当事業年度に発生していると認められる額を計上しています。

なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

④ 外部出資等損失引当金

当組合の外部出資先への出資に係る損失に備えるため、出資形態が株式のものについて有価証券の評価と同様の方法により、株式以外のものについては貸出債権と同様の方法により、必要と認められる額を計上しています。

⑤ 災害損失引当金

災害に伴う復旧費用等の支出に備えるため、その見積もり額を計上しています。

(5) 収益及び費用の計上基準

① ファイナンス・リース取引（貸手）に係る収益の計上基準

リース料受取時に収益と費用を計上する方法によっています。

② 当組合は、「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第 29 号 2020 年 3 月 31 日改正）及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第 30 号 2021 年 3 月 26 日）を適用しており、約束した財又はサービスの支配が利用者等に移転した時点で、もしくは、移転するにつれて当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。

主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりであります。

ア 購買事業

農業生産に必要な資材と生活に必要な物資を共同購入し、組合員に供給する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、購買品を引き渡す義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、購買品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

イ 販売事業

組合員が生産した農畜産物を当組合が集荷して共同で業者等に販売する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、販売品を引き渡す義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

ウ 保管事業

組合員が生産した米・麦・大豆等の農産物を保管・管理する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、農産物の保管期間にわたって充足することから、当該サービスの進捗度に応じて収益を認識しております。

エ 利用事業

カントリーエレベーター・ライスセンター・農産物直売所等の施設を設置して、共同で利用する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、各種施設の利用が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

オ 指導事業

組合員の営農にかかる各種相談・研修・経理サービスを提供する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、主にサービスの提供が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

(6) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっています。

(7) 記載金額の端数処理

記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しており、金額千円未満の科目又は項目については「0」で表示しています。

(8) その他計算書類等の作成のための基本となる重要な事項

① 事業別収益・事業別費用の内部取引の処理方法

当組合は、事業別の収益及び費用について、事業間取引の相殺表示を行っておりません。よって、事業別の収益及び費用については、事業間の内部取引も含めて表示しております。

ただし、損益計算書の事業収益、事業費用については、農業協同組合法施行規則にしたがい、各事業間の内部損益を除去した額を記載しております。

② 米共同計算

当組合は生産者が生産した農作物を無条件委託販売により販売を行い、販売代金と販売に要する経費をプール計算することで生産者に支払いをする共同計算を行っております。

そのうち、米については販売をJAが行いプール計算を行う「JA共同計算」及び販売を当組合が再委託した全国農業協同組合連合会宮城県本部が行い、県域でプール計算を行う「県域共同計算」を行っております。

共同計算の会計処理については、貸借対照表の経済受託債権に、受託販売について生じた委託者に対する立替金及び販売品の販売委託者に支払った概算金、仮精算金を計上しております。

また、経済受託債務に、受託販売品の販売代金（前受金を含む）を計上しております。

共同計算にかかる収入（販売代金等）と支出（概算金、販売手数料、倉庫保管料、運搬費等）の計算を行い、当組合が受け取る販売手数料を控除した残額を精算金として生産者に支払った時点において経済受託債権及び経済受託債務の相殺後の経済受託債務残高を減少する会計処理を行っております。

③ 預託家畜

当組合は、預託家畜事業を実施しており、預託家畜の所有権を組合に留保する売買契約を締結しております。

預託家畜については、組合が組合員に売り渡すか、組合員が組合の承諾を得て他に転売するまでの間は組合が所有権を留保し、転売した時点、又は代金等を弁済した時点で組合員に所有権が移転するものとし、飼育管理の責任は組合員にあるものとしております。

組合員が飼育している素牛の預託家畜売買代金相当額については、当組合の貸借対照表の経済事業資産（その他の経済事業資産）に計上しております。

当組合は、経済事業資産に計上する預託家畜売買代金に関し所定の金利を受け取り、利息相当額は損益計算書の販売事業収益（その他の収益）に計上しております。

④ 当組合が代理人として関与する取引の損益計算書の表示について

購買事業収益のうち、当組合が代理人として購買品の供給に関与している場合には、純額で収益を認識して、購買手数料として表示しております。また、販売事業収益のうち、当組合が代理人として販売品の販売に関与している場合には、純額で収益を認識して、販売手数料として表示しております。

3) 会計方針の変更に関する注記

(1) 収益認識に関する会計基準等の適用

組合は、「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第 29 号 2020 年 3 月 31 日。以下「収益認識会計基準」という。）及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第 30 号 2021 年 3 月 26 日）を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が利用者等に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取る見込まれる金額で収益を認識することといたしました。

収益認識会計基準等の適用による主な変更点は以下のとおりです。

① 収益の計上時期の変更

カントリーエレベーター事業については、従来は、集荷時に収益を認識していましたが、乾燥・糺り等の作業の進捗に応じて、作業が完了した時点で収益を認識する方法に変更しています。

② 代理人取引に係る収益認識

財又はサービスを利用者等に移転する前に支配していない場合、すなわち、利用者等に代わって調達の手配を代理人として行う取引については、従来は、利用者等から受け取る対価の総額を収益として認識しておりましたが、利用者等から受け取る額から受入先（仕入先）に支払う額を控除した純額で収益を認識する方法に変更しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第 84 項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。

この結果、利益剰余金の当期首残高は、20,014 千円減少しております。また、当事業年度の事業収益が 540,977 千円、事業費用が 534,353 千円減少し、事業利益、経常利益及び税引前当期利益が 6,624 千円それぞれ減少しております。

(2) 時価の算定に関する会計基準の適用

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第 30 号 2019 年 7 月 4 日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第 19 項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第 10 号 2019 年 7 月 4 日）第 44-2 項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。これによる当事業年度の計算書類への影響はありません。

4) 表示方法の変更に関する注記

「該当する事項なし」

5) 会計上の見積りに関する注記

(1) 繰延税金資産の回収可能性

① 当事業年度の計算書類に計上した金額 13,226 千円

② 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

繰延税金資産の計上は、次年度以降において将来減算一時差異を利用可能な課税所得の見積り額を限度として行っています。

次年度以降の課税所得の見積りについては、令和元年6月に作成した中期経営計画を基礎として、当組合が将来獲得可能な課税所得の時期および金額を合理的に見積っております。

しかし、これらの見積りは将来の不確実な経営環境および組合の経営状況の影響を受けます。よって、実際に課税所得が生じた時期および金額が見積りと異なった場合には、次年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

また、将来の税制改正により、法定実効税率が変更された場合には、次年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

(2) 固定資産の減損

① 当事業年度の計算書類に計上した金額 10,336 千円

② 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

資産グループに減損の兆候が存在する場合には、当該資産グループの割引前将来キャッシュ・フローと帳簿価額を比較することにより、当該資産グループについての減損の要否の判定を実施しております。

減損の要否に係る判定単位であるキャッシュ・フロー生成単位については、他の資産または資産グループのキャッシュ・インフローから概ね独立したキャッシュ・インフローを生成させるものとして識別される資産グループの最小単位としております。

固定資産の減損損失の認識、測定において、将来キャッシュ・フローについては、令和元年6月に作成した中期経営計画を基礎として算出しており、中期計画以降の将来キャッシュ・フローや、割引率等については、一定の仮定を設定して算出しております。

これらの仮定は将来の不確実な経営環境及び組合の経営状況の影響を受け、翌事業年度以降の計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

(3) 貸倒引当金

① 当事業年度の計算書類に計上した金額 貸倒引当金 85,032 千円

② 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

・算定方法

「1 重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「(4) 引当金の計上基準」の「貸倒引当金」に記載しております。

・主要な仮定

主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」であります。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しております。

・翌事業年度に係る計算書類に与える影響

個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合は、翌事業年度に係る計算書類における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

6) 誤謬の訂正に関する注記

「該当する事項なし」

7) 貸借対照表に関する注記

(1) 固定資産に関する圧縮記帳額

国庫補助金等の受入に伴い、有形固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額は1,591,125千円であり、その内訳は、次のとおりです。

なお、当該圧縮金額は平成2年度以降に取得した資産にかかる金額です。

建 物	462,870 千円
機 械 装 置	1,080,681 千円
その他の有形固定資産	47,573 千円

(2) リース契約により使用する重要な固定資産

貸借対照表に計上した固定資産のほか、電子計算機、事業用車輛等については、リース契約により使用しています。

(3) オペレーティング・リース取引の内容

ファイナンス・リース取引以外の、所有権が当J Aに移転しないオペレーティング・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっています。

なお、解約可能なオペレーティング・リース取引（一契約300万円を超えるもの）の解約金は20,009千円です。

(4) 担保に供されている資産

日銀の被災地金融機関支援オペを活用した借入金460,000千円に対する質権設定として

定期預金 460,000 千円

上記のほか、

「色麻町指定金融機関としての取扱に対する質権設定」として

定期預金 10,000 千円

為替決済用の代用として

定期預金 2,094,121 千円を差し入れています。

(5) 子会社等に対する金銭債権又は金銭債務

子会社等に対する金銭債権の総額 31,362 千円

子会社等に対する金銭債務の総額 178,726 千円

(6) 債権のうち農業協同組合法施行規則第204条第1項第1号ホ(2)(i)から(iv)までに掲げるものの額及びその合計額

債権のうち破産更生債権及びこれらに準ずる債権額は1,269千円、危険債権額は53,354千円です。

なお、破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。

また、危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないものの、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権(破産更生債権及びこれらに準ずる債権を除く。)です。

債権のうち、三月以上延滞債権および貸出条件緩和債権額はありません。

なお、三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権及び危険債権に該当しないものです。

また、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払い猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権及び三月以上延滞債権に該当しないものです。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権額の合計額は54,624千円です。

なお、上記に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。

(7) 土地の再評価に関する法律に基づく再評価の方法等

「土地の再評価に関する法律」(平成10年3月31日公布法律第34号)及び「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」に基づき、事業用の土地の再評価を行い、再評価差額については、当該再評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しています。

① 再評価を行った年月日

平成11年3月31日

② 再評価を行った土地の事業年度末における時価の合計額が再評価後の帳簿価額の合計額を下回る金額

678,073千円

③ 同法律第3条3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第3号に定める、当該事業用土地について地方税法第341条第10号の土地課税台帳又は同条第11号の土地補充課税台帳に登録されている価格(固定資産税評価額)に合理的な調整を行って算出しました。

8) 損益計算書に関する注記

(1) 子会社等との取引高の総額

① 子会社等との取引による収益総額	10,259 千円
うち事業取引高	5,811 千円
うち事業取引以外の取引高	4,447 千円
② 子会社等との取引による費用総額	2,020 千円
うち事業取引高	1 千円
うち事業取引以外の取引高	2,018 千円

(2) 固定資産減損会計に基づく減損損失の認識

① 資産をグループ化した方法の概要及び減損損失を認識した資産又は資産グループの概要

当組合では、投資の意思決定を行う単位としてグルーピングを実施した結果、「区域単位」もしくは関連する「事業所単位」をグルーピングの最小単位としています。本店については、独立したキャッシュ・フローを産み出さないものの、他の資産グループのキャッシュ・フローの生成に寄与していることから、共用資産と認識しています。

また、業務外固定資産（遊休資産と賃貸固定資産）については、各固定資産をグルーピングの最小単位としています。

当事業年度に減損を計上した固定資産は、以下のとおりです。

場 所	用 途	種 類
色麻町黒沢字川端 18-30	東部農機センター	建物
加美町字矢越 201	自動車センター・中新田給油所	土地・その他

② 減損損失の認識に至った経緯

上記の両資産グループについては営業収支が2期連続の赤字であることと同時に、短期的に業績の回復が見込めないことから、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当事業年度減少額を減損損失として認識しました。

③ 減損損失の金額について、特別損失に計上した金額と主な固定資産の種類毎の減損損失の内訳

東部農機センター	4,611 千円（建物 4,611 千円）
自動車センター・中新田給油所	5,724 千円（土地 5,449 千円、その他 274 千円）

④ 回収可能価額の算定方法

東部農機センターの固定資産の回収可能価額は、使用価値を採用しており、適用した割引率は3.17%です。

自動車センター・中新田給油所の回収可能価額は、正味売却価額を採用しており、その時価は固定資産税評価額等に基づき算定されています。

9) 金融商品に関する注記

i. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当組合は農家組合員や地域から預かった貯金を原資に、農家組合員や地域内の企業や団体などへ貸付け、残った余裕金を農林中央金庫へ預けているほか、国債や地方債などの債券による運用を行っています。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当組合が保有する金融資産は、主として当組合管内の組合員等に対する貸出金及び有価証券であり、貸出金は、貸出先の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。

また、有価証券は債券のみであり、その他有価証券で保有しています。これらは発行体の信用リスク、金利の変動リスク及び市場価格の変動リスクに晒されています。

借入金は、農家組合員に制度資金を転貸するための借入金です。

また、日銀の被災地金融機関支援オペを活用した借入 460,000 千円を行なっております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスクの管理

当組合は、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本店に管理部審査課を設置し各支店との連携を図りながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「資産の償却・引当規程」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

② 市場リスクの管理

当組合では、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及び当組合の保有有価証券ポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成するALM委員会を定期的で開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は、理事会で決定した運用方針及びALM委員会で決定された方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引についてはリスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

(市場リスクに係る定量的情報)

当組合で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預金、有価証券のうちその他有価証券に分類している債券、貸出金、貯金及び借入金です。

当組合では、これらの金融資産及び金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。

金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末現在、指標となる金利が0.12%上昇したものと想定した場合には、経済価値が35,994千円減少するものと把握しています。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

③ 資金調達に係る流動性リスクの管理

当組合では、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。

また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置付け、商品ごとに異なる流動性（換金性）を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価（時価に代わるものを含む）には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額（これに準ずる価額を含む）が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

ii. 金融商品の時価等に関する事項

(1) 金融商品の貸借対照表計上額及び時価等

当事業年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。
なお、市場価格のない株式等は、次表には含めず(3)に記載しています。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
預金	39,666,766	39,667,057	291
有価証券			
その他有価証券	3,070,840	3,070,840	-
貸出金	11,839,747		
貸倒引当金(*1)	△ 29,388		
貸倒引当金控除後	11,810,359	11,834,360	24,001
経済事業未収金	976,635		
貸倒引当金(*2)	△ 55,425		
貸倒引当金控除後	921,210	921,210	-
資産計	55,469,175	55,493,467	24,292
貯金	55,155,090	55,156,059	968
借入金	465,926	465,994	67
負債計	55,621,017	55,622,053	1,036

(*1) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しています。

(*2) 経済事業未収金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しています。

(2) 金融商品の時価の算定方法

【資産】

① 預金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートである翌日物金利スワップ (Overnight Index Swap。以下「OIS」という。) のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

② 有価証券

債券は取引金融機関等から提示された価格によっています。

③ 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっています。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートである OIS のレートで割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。

また、延滞の生じている債権・期限の利益を喪失した債権等について帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

④ 経済事業未収金

経済事業未収金については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

また、延滞の生じている債権・期限の利益を喪失した債権等について、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

【負債】

① 貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしています。また、定期性貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローをリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

(3) 市場価格のない株式等は次のとおりであり、これらは(1)の金融商品の時価情報には含まれていません。

(単位：千円)

貸借対照表計上額

外部出資(*)	3,657,288
外部出資等損失引当金	△ 1,891
引当金控除後	3,655,396

(*) 外部出資のうち、市場において取引されていない株式や出資金等については、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 2019年7月4日)第5項に基づき、時価開示の対象とはしていません。

(4) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
預金	39,666,766	-	-	-	-	-
有価証券						
その他有価証券のうち 満期があるもの	-	200,000	-	100,000	-	2,700,000
貸出金(*1,2)	1,522,798	846,393	761,033	692,244	740,724	7,275,282
経済事業未収金(*3)	924,121	-	-	-	-	-
経済受託債権	562,542	-	-	-	-	-
計	42,676,228	1,046,393	761,033	792,244	740,724	9,975,282

(*1) 貸出金のうち、当座貸越 397,515 千円については「1年以内」に含めています。また、期限のない劣後特約付貸出金 1,294,000 千円については「5年超」に含めています。

(*2) 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権・期限の利益を喪失した債権等 1,269 千円は償還の予定が見込まれないため、含めていません。

(*3) 経済事業未収金のうち、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権 52,514 千円は償還の予定が見込まれないため、含めていません。

(5) 借入金及びその他の有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
貯金(*1)	54,018,671	544,647	496,413	55,174	40,183	-
借入金(*2)	463,198	2,727	-	-	-	-
合計	54,481,870	547,375	496,413	55,174	40,183	-

(*1) 貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めています。

(*2) 借入金のうち、証書借入金 460,000 千円については「1年以内」に含めています。

10) 有価証券に関する注記

(1) 有価証券の時価及び評価差額に関する事項は次のとおりです。

① その他有価証券で時価のあるもの

その他有価証券において、種類ごとの取得原価又は償却原価、貸借対照表計上額及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：千円)

	種 類	貸借対照表 計上額	取得原価又 は償却原価	評価差額 (*)
貸借対照表計上 額が取得原価又 は償却原価を超 えるもの	債 券			
	国 債	988,660	898,261	90,398
	地方債	733,310	699,676	33,633
	政保債	-	-	-
	地方公社債	102,870	100,000	2,870
	小 計	1,824,840	1,697,938	126,901
貸借対照表計 上額が取得原価 又は償却原価を 超えないもの	債 券			
	国 債	766,840	794,170	△ 27,330
	地方債	479,160	500,000	△ 20,840
	政保債	-	-	-
	地方公社債	-	-	-
	小 計	1,246,000	1,294,170	△ 48,170
合 計		3,070,840	2,992,109	78,730

(*) なお、上記の評価差額合計から繰延税金負債 21,438 千円を差し引いた額 57,292 千円が、「その他有価証券評価差額金」に含まれています。

(2) 当事業年度中に売却したその他有価証券

(単位：千円)

	売却額	売却益	売却損
国 債	104,757	5,240	-
地方債	116,100	16,100	-
政保債	103,846	4,155	-
合 計	324,703	25,496	-

11) 退職給付に関する注記

(1) 退職給付に関する注記

① 採用している退職給付制度の概要

職員の退職給付にあてるため、職員退職給与規程に基づき、退職一時金制度を採用しています。また、この制度に加え、同規程に基づき退職給付の一部にあてるため全国農林漁業団体共済会との契約による退職金共済制度を採用しています。

なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

② 退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付引当金	303,657 千円
退職給付費用	48,301 千円
退職給付の支払額	△ 45,434 千円
特定退職金共済制度への拠出金	<u>△ 45,405 千円</u>
期末における退職給付引当金	261,119 千円

③ 退職給付債務及び年金資産と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

退職給付債務	730,236 千円
特定退職金共済制度	<u>△ 469,117 千円</u>
未積立退職給付債務	<u>261,119 千円</u>
退職給付引当金	261,119 千円

④ 退職給付に関連する損益

勤務費用	<u>48,301 千円</u>
退職給付費用	48,301 千円

(2) 特例業務負担金の将来見込額

人件費には、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第 57 条に基づき、旧農林共済組合（存続組合）がおこなう特例年金等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金 16,111 千円を含めて計上しています。

なお、同組合より示された令和 4 年 3 月現在における令和 14 年 3 月までの特例業務負担金の将来見込額は、154,419 千円となっています。

12) 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因別の主な内訳等

繰延税金資産及び繰延税金負債の内訳

繰延税金資産	
退職給付引当金	71,102 千円
減損損失	39,820 千円
災害損失引当金	36,959 千円
貸倒引当金	14,299 千円
賞与引当金	10,813 千円
未払事業税	3,977 千円
土地取得費用	3,569 千円
ワランキャッシュ等助成金	3,526 千円
医療給付事業余剰	2,840 千円
貸倒償却	2,566 千円
未払費用	1,707 千円
外部出資受贈益	1,317 千円
固定資産評価損	1,248 千円
その他	2,051 千円
繰延税金資産小計	195,801 千円
評価性引当額	△ 161,135 千円
繰延税金資産合計 (A)	34,665 千円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△ 21,438 千円
繰延税金負債合計 (B)	△ 21,438 千円
繰延税金資産の純額 (A) + (B)	13,226 千円

(2) 法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因

法定実効税率	27.46%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.44
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△ 3.12
住民税均等割等	1.51
事業分量配当の額	△ 3.16
評価性引当額の増減	15.90
その他	△ 0.68
税効果会計適用後の法人税等の負担率	38.35%

13) 賃貸等不動産に関する注記

「該当する事項なし」

14) 合併に関する注記

「該当する事項なし」

15) 新設分割に関する注記

「該当する事項なし」

16) 重要な後発事象に関する注記

「該当する事項なし」

17) 収益認識に関する注記

「2) 重要な会計方針に係る事項に関する注記(5) 収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しています。

18) 持分法損益等に関する注記

「該当する事項なし」

19) キャッシュ・フロー計算書に関する注記

現金及び現金同等物の範囲

- ① キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、貸借対照表上の「現金」及び「預金」のうち、「現金」及び「預金」中の当座預金、普通預金及び通知預金となっています。
- ② 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲載されている科目の金額との関係
- ③ 現金及び預金勘定 40,078,823 千円
- ④ 別段預金、定期性預金及び譲渡性預金 △ 29,355,121 千円
- ⑤ 現金及び現金同等物 10,723,702 千円

5. 剰余金処分計算書

(単位：円)

科 目	2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)
1 当期末処分剰余金	163,889,767	232,280,575
2 剰余金処分額	77,806,744	142,477,064
(1) 利益準備金	20,000,000	34,000,000
(2) 任意積立金	40,000,000	60,000,000
J A加美よつば農畜産物 販売リスク積立金	10,000,000	20,000,000
経営安定化対策積立金	30,000,000	40,000,000
(3) 出資配当金	17,806,744	17,423,494
(4) 事業分量配当金	-	31,053,570
3 次期繰越剰余金	86,083,023	89,803,511

(注)

1. 出資金に対する配当の割合は、次のとおりです。
 - (1) 普通出資に対する配当の割合
2020年度(令和2年度) 1.0%、2021年度(令和3年度) 1.0%
2. 事業分量配当金の基準は、次のとおりです。

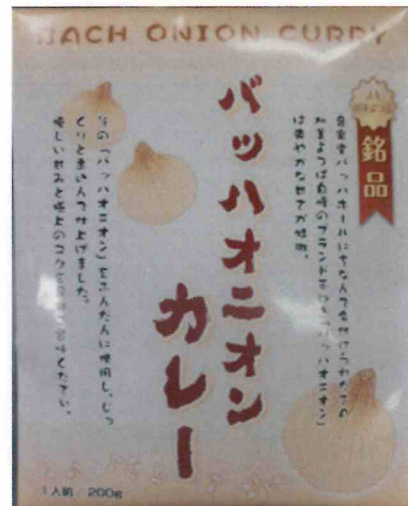
2021年度(令和3年度)

 - ①組合員の令和3年産米買入数量に対して60kg当り100円
 - ②組合員の令和3年産米水稻種子買入数量(玄米換算)に対して60kg当り100円
 - ③組合員の令和3年度飼料購入金額に対して対万100円
3. 次期繰越剰余金には、営農指導、生活・文化改善事業の費用に充てるための繰越額が含まれています。

2020年度(令和2年度) 10,000,000円、2021年度(令和3年度) 10,000,000円
4. 任意積立金における目的積立金の種類及び積立目的、積立目標額、積立基準、取崩基準は別表のとおりです。

別 表

種 類 (名称)	積立目的	積立 目標額	積立基準	取崩基準	残 高 (令和4年 3月31日 現在)
J A加美よ つば農畜産 物販売リス ク積立金	農畜産物の販売に よって生じるリスク に備えるため。	200,000 千円	当該事業年度の剰余金 の範囲内で積み立てる。 第23事業年度（令和3 年度）剰余金より20,000 千円積み立てる。	農畜産物の販売に係る流 通リスク品質事故等で発生 した経費の支出が概ね100 万円を超える場合に当該金 額を理事会の決議により取 り崩す。	140,000 千円
経営安定化 対策積立金	組合の健全な発展 及び新たな農業・農 村対策への対応を図 るため、担い手・後 継者支援、農業生産 基盤強化をはじめ、 新たな会計基準の変 更や資産償却等への 対応、その他組合の 経営リスクに対する 費用処理等、予測し 難い諸リスクに備え ることを目的とす る。	200,000 千円	積立目標額の5分の1 に相当する金額を基準に 積み立てる。 ただし、当該事業年度 の剰余金により積立額を 変更できる。 第23事業年度（令和3 年度）剰余金より40,000 千円を積み立てる。	次に該当する合計額が 1,000万円以上の場合に、 支出があった年度の決算期 に当該支出額を理事会の決 議により取り崩すことがで きる。 ①担い手・後継者支援、農 業生産基盤強化の助成支 出に要した費用相当額 ②新たな会計基準の適用に より発生した費用相当額 ③減損会計の適用により発 生した費用相当額 ④退職給付会計の制度変更 等により増加した費用相 当額 ⑤その他組合の経営リス クに対する費用処理の必要 性が生じた際の費用相当 額	160,000 千円



6. 部門別損益計算書

2020年度（令和2年度）

（単位：百万円）

区 分	計	信 用 業 信 事	共 済 業 共 事	農業関連 事 業	生活その他 事 業	営 農 指 導 事 業	共 通 管 理 費 等
事業収益 ①	5,431	433	413	3,217	1,332	35	
事業費用 ②	3,966	140	40	2,549	1,120	114	
事業総利益③(①-②)	1,465	292	372	667	211	△ 78	
事業管理費 ④	1,393	238	202	590	270	90	
（うち減価償却費 ⑤）	(171)	(8)	(5)	(124)	(30)	(1)	
（うち人件費 ⑤'）	(1,074)	(207)	(175)	(389)	(214)	(87)	
うち共通管理費 ⑥		47	46	164	55	4	△ 319
（うち減価償却費⑦）		(2)	(2)	(8)	(3)	(0)	(△ 17)
（うち人件費 ⑦'）		(23)	(22)	(80)	(27)	(2)	(△ 155)
事業利益 ⑧(③-④)	72	54	169	77	△ 59	△ 169	
事業外収益 ⑨	102	43	11	36	10	0	
うち共通分 ⑩		5	5	19	6	0	△ 37
事業外費用 ⑪	4	1	0	1	0	0	
うち共通分 ⑫		0	0	0	0	0	△ 1
経常利益 ⑬(⑧+⑨-⑪)	170	96	180	112	△ 49	△ 168	
特別利益 ⑭	112	13	13	68	15	1	
うち共通分 ⑮		13	13	46	15	1	△ 90
特別損失 ⑯	202	12	12	83	92	1	
うち共通分 ⑰		12	12	44	15	1	△ 86
税引前当期利益 ⑱ (⑬+⑭-⑯)	80	96	180	97	△ 126	△ 168	
営農指導事業分配賦額⑲		25	24	87	30	△ 168	
営農指導事業分配賦後 税引前当期利益 ⑳ (⑱-⑲)	80	71	156	9	△ 156		

（注）

1. 共通管理費等及び営農指導事業の他部門への配賦基準等は、次のとおりです。

- (1) 共通管理費等は、事業総利益割、管理費割及び人頭割で配賦しております。
- (2) 営農指導事業は、事業総利益割、管理費割及び人頭割で配賦しております。

2. 配賦割合（1の配賦基準で算出した配賦の割合）は、次のとおりです。

（単位：％）

区 分	信 用 業 信 事	共 済 業 共 事	農業関連 事 業	生活その他 事 業	営 農 指 導 事 業	計
共 通 管 理 費 等	15.0%	14.6%	51.5%	17.5%	1.4%	100.0%
営 農 指 導 事 業	15.3%	14.7%	52.1%	17.9%		100.0%

3. 部門別の資産

（単位：百万円）

区 分	計	信 用 業 信 事 業	共 済 業 共 事 業	農業関連 事 業	生活その他 事 業	営 農 指 導 事 業	共通資産
事業別の総資産	61,434	55,134	809	3,537	1,010	7	937
総資産(共通資産配分後) （うち固定資産）	61,434 (3,082)	55,274 (134)	947 (118)	4,019 (2,077)	1,174 (738)	20 (14)	

2021年度（令和3年度）

（単位：百万円）

区 分	計	信 用 事 業	共 済 事 業	農 業 関 連 事 業	生 活 そ の 他 事 業	営 農 指 導 事 業	共 通 管 理 費 等
事業収益 ①	4,999	427	399	2,831	1,310	30	
事業費用 ②	3,588	138	40	2,202	1,113	93	
事業総利益 ③(①-②)	1,411	288	359	629	197	△ 63	
事業管理費 ④	1,347	235	206	575	232	96	
（うち減価償却費 ⑤）	(157)	(8)	(5)	(121)	(21)	(1)	
（うち人件費 ⑤'）	(1,054)	(206)	(180)	(383)	(191)	(92)	
うち共通管理費 ⑥		47	45	161	46	5	△ 306
（うち減価償却費⑦）		(2)	(2)	(8)	(2)	(0)	(△ 16)
（うち人件費 ⑦'）		(24)	(23)	(81)	(23)	(2)	(△ 155)
事業利益 ⑧(③-④)	64	52	153	54	△ 35	△ 160	
事業外収益 ⑨	86	9	13	49	13	1	
うち共通分 ⑩		9	9	32	9	1	△ 61
事業外費用 ⑪	3	1	0	1	0	0	
うち共通分 ⑫		0	0	0	0	0	△ 1
経常利益 ⑬(⑧+⑨-⑪)	147	61	166	102	△ 22	△ 158	
特別利益 ⑭	269	38	36	151	37	4	
うち共通分 ⑮		38	36	129	37	4	-
特別損失 ⑯	147	4	4	56	81	0	
うち共通分 ⑰		4	4	15	4	0	-
税引前当期利益 ⑱ (⑬+⑭-⑯)	269	95	198	197	△ 66	△ 154	
営農指導事業分配賦額 ⑲		△24	△23	△82	△24	154	
営農指導事業分配賦後 税引前当期利益 ⑳ (⑱-⑲)	269	70	175	115	△ 91		

（注）

- 共通管理費等及び営農指導事業の他部門への配賦基準等は、次のとおりです。
 - 共通管理費等は、事業総利益割、管理費割及び人頭割で配賦しております。
 - 営農指導事業は、事業総利益割、管理費割及び人頭割で配賦しております。

- 配賦割合（1の配賦基準で算出した配賦の割合）は、次のとおりです。

（単位：％）

区 分	信 用 事 業	共 済 事 業	農 業 関 連 事 業	生 活 そ の 他 事 業	営 農 指 導 事 業	計
共 通 管 理 費 等	15.6%	14.9%	52.5%	15.2%	1.8%	100.0%
営 農 指 導 事 業	16.1%	15.1%	53.2%	15.6%		100.0%

- 部門別の資産

（単位：百万円）

区 分	計	信 用 事 業	共 済 事 業	農 業 関 連 事 業	生 活 そ の 他 事 業	営 農 指 導 事 業	共 通 資 産
事業別の総資産	63,840	57,731	803	3,481	997	14	813
総資産(共通資産配分後) （うち固定資産）	63,840 (2,982)	57,858 (103)	925 (89)	3,908 (2,122)	1,120 (649)	29 (20)	

7. 財務諸表の正確性等にかかる確認

確認書

1. 私は、当JAの2021年(令和3年)4月1日から2022年(令和4年)3月31日までの事業年度にかかるディスクロージャー誌に記載した内容のうち、財務諸表作成に関するすべての重要な点において、農業協同組合法施行規則に基づき適正に表示されていることを確認いたしました。
2. この確認を行うに当たり、財務諸表が適正に作成される以下の体制が整備され、有効に機能していることを確認しております。
 - (1) 業務分掌と所管部署が明確化され、各部署が適切に業務を遂行する体制が整備されております。
 - (2) 業務の実施部署から独立した内部監査部門が内部管理体制の適切性・有効性を検証しており、重要な事項については理事会等に適切に報告されております。
 - (3) 重要な経営情報については、理事会等へ適切に付議・報告されております。

令和4年7月29日

加美よつば農業協同組合
代表理事組合長 工藤 義也

8. 会計監査人の監査

2020年度(令和2年度)及び2021年度(令和3年度)の貸借対照表、損益計算書、剰余金処分計算書及び注記表は、農業協同組合法第37条の2第3項の規定に基づき、みのり監査法人の監査を受けております。



未来農業フェスタ



女性部 スマホ教室